

事 務 連 絡  
平成 28 年 12 月 26 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁 表示対策課 食品表示対策室長  
農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課  
食品表示・規格監視室長

#### 食品表示法の執行機関の連携・協力に係る手順等について

日頃から、食品表示行政の推進に御尽力いただき感謝します。

さて、「平成 27 年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）において、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）について、「食品関連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一体性かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順を地方公共団体に周知するなど、平成 28 年中に必要な支援を行う。」とされています。

今般、食品表示法に基づく指示等の事務・権限を有する執行機関の適切な連携・協力が図られるよう、別紙のとおり「食品表示法の執行機関の連携・協力に係る手順等について」を作成しましたので、対応方よろしく願います。

なお、本件については、酒類の執行機関である国税庁（国税局・税務署）に連絡していることを申し添えます。

## 食品表示法の執行機関の連携・協力に係る手順等について

食品表示法においては、国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）並びに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）（以下「執行機関」と総称する。）が、表示事項、食品の種類等に応じた食品関連事業者に対する指示等の事務・権限（以下「措置権限」という。）を有している。

執行機関については、各種の取組を通じ、食品表示法に違反する不適正表示又はその疑いのある情報（以下「不適正表示等」という。）を把握した場合、関係する食品関連事業者に対する立入検査を行い、食品表示法違反を確認した場合は、違反事業者に対し、是正措置を講じている。

また、必要に応じ、他の執行機関に対する情報回付、他の執行機関との合同の立入検査の実施等の連携・協力が行われている。食品表示の適正化のためには、これら執行機関の連携・協力について、的確かつ速やかに行うことが重要であり、手順等について以下のとおり整理する。

## 1 被疑情報の回付

執行機関については、自ら措置権限を有していない不適正表示等を把握した場合は、速やかに次の事項を整理し、措置権限を有する執行機関に対して、メール等で回付するとともに、電話連絡の上、速やかにメール等の内容を確認することを促す。

なお、健康被害の発生又はそのおそれがある場合には、上記に加え、その状況をメール等で回付する。

- (1) 端緒
- (2) 不適正表示等の内容
- (3) 不適正表示等を把握した商品の種類、商品名、販売店舗等
- (4) 不適正表示等に係る食品関連事業者の名称・所在地
- (5) 関係する執行機関の名称
- (6) その他必要な事項

## 2 一の事案において複数の執行機関が立入検査を実施する場合の連絡、調整等

一の事案において複数の執行機関が立入検査を実施することが見込まれる場合は、関係する執行機関との間で迅速な情報共有等が可能となるよう、速やかに連絡体制を構築し、立入検査の方針を共有・調整する。

なお、同一の食品関連事業者に対して複数の執行機関が立入検査を行う場合は、不適正表示等の内容、食品関連事業者の規模等を踏まえ、合同の立入検査を行うか否かを速やかに判断する。

立入検査には速やかに着手することとし、関係する執行機関の間で状況を共有する。

### 3 国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）への照会等

都道府県等については、国に対し、食品表示法に基づく指示等に関する法令の解釈を照会する場合、又は、立入検査に関する技術的な知見等を相談する場合は、個別具体的な内容とともに、可能であれば、自らの考え方を整理した上で、メール等により照会又は相談を行う。

消費者庁、国税庁及び農林水産省は、当該照会又は相談を受けた後は、都道府県等に対し、速やかに見解を示すよう努める。

### 4 その他

- (1) 執行機関内において表示事項ごとに担当部署が異なる場合や出先機関を有する場合には、迅速な連絡調整が可能となるよう、体制を整えておく。
- (2) 執行機関は、食品表示法以外の法律に違反する不適正な表示又は行為を把握した場合は、当該法律に基づく措置権限を有する行政機関に速やかに情報回付を行う。